

企業活動分析による 「収益力強化事業補助金」

自社の商品やサービス等の付加価値を高め収益を確保し、
従業員の賃上げに取り組む事業者を支援します。

補助対象者	以下、全てに該当する方 ・商工会議所の会員で、福井県内に主たる事業所を有する中小企業者および小規模企業者であること。 ・「パートナーシップ構築宣言」登録企業であること。 ・付加価値を高めるための事業計画を商工会議所と一体となって作成していること。			
補助対象事業	バリューチェーン分析等を活用した、自社の商品やサービス等の付加価値を高める取組み (例)・新たな製品、サービスの開発による他企業との差別化 ・製造から販売まで一元管理することによって短納期を目指す取組み ・「やめる仕事」を洗い出し、空いた時間で接客サービスの向上を目指す取組み ・ITシステムの導入による製品ロスの減少と品質の安定化			
補助対象経費	建物費 / 機械装置・システム構築費 / 技術導入費 / 専門家経費 / 原材料費 / 外注費 / 産業財産等関連経費 / 会議費 / 広報費 / 印刷製本費 / 運搬費 / 研修費 / その他 (注)補助対象経費については交付要領の別表1を必ずご確認ください			
補助率・ 補助上限額	区分	補助率	補助上限額	対象要件
	通常枠	2/3 (*の場合 3/4)	100万円	・給与支給総額の増加 ・付加価値額を年率3%以上増加
	前向き枠	2/3 (*の場合 3/4)	200万円	・従業員を5人以上雇用 ・付加価値額を年率5%以上増加 ・給与支給総額を前年同期間(2ヶ月間)と比較して1.5%以上増加
	大規模賃金 引上枠	3/4 (*の場合 4/5)	300万円	・従業員を5人以上雇用 ・付加価値額を年率5%以上増加 ・一人当たりの平均給与支給額を前年同期間(2ヶ月間)と比較して年率4.5%以上増加 など
*「価格転嫁に関する県の取り組み」に同意する場合(別紙2提出)は補助率が3/4もしくは4/5に引き上げ				

申請期間	令和6年10月11日(金) ~ 11月11日(月)
事業期間	令和6年10月11日(金) ~ 令和7年1月31日(金)
提出書類	(1) 交付申請書 (様式第1) (2) 事業計画書 (別紙1) (3) 価格転嫁に関する県の取り組みへの同意書 (別紙2) ※補助率の引上げを希望する方のみ (4) 収支予算書 (別紙3) (5) <u>パートナーシップ構築宣言の登録がわかる画面の写し</u> (6) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書 (7) 地方消費税の納税証明書 (8) 決算関係書類 【法人の場合】 直近一期分の決算書資料(損益計算書、貸借対照表) 【個人の場合】 直近の確定申告書(第一表、第二表) および収支内訳書(1・2面) または所得税青色申告決算書(1~4面)の写し (9) 要件を満たすことを示す書類 (申請時点で未達の場合は不要)
提出方法	申請期間中に「郵送」にて提出してください(当日消印有効) ・書留やレターパックなど配達記録が残る方法でご郵送ください。 ・各地商工会議所の窓口へ直接持参・提出することはできません。 ・提出書類はA4サイズ縦、片面印刷で統一してください。 ・各申請書はホッチキスどめせずに封入してください。
提出先	〒918-8799 福井南郵便局留め 福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所補助金事務局 行
採択結果	審査会を経て12月上旬ごろに採択結果を各申請者に通知します
注意点	提出書類に不備がある場合は審査対象外となります。 お近くの商工会議所にて必ずご相談・ご確認いただいたうえで申請をしてください。
相談窓口	福井・敦賀・武生・大野・勝山・小浜・鯖江商工会議所

＜収益力強化事業補助金事務局＞
福井県商工会議所連合会 (福井商工会議所内)
電話：0776-33-8283 メール：keiei@fcci.or.jp



(要領・申請様式はこちら↑)